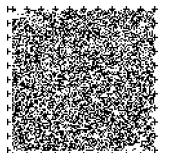
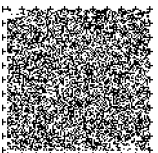


IV. 資 料 編





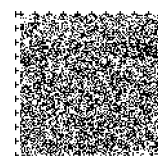
1. 計画策定の経緯

1 青梅市地域福祉計画策定委員会

開催日	議事内容
平成 24 年 11 月 20 日	平成 24 年度第 1 回青梅市地域福祉計画策定委員会 (1) 青梅市地域福祉計画策定委員会設置要綱について (2) 今後の進め方について (3) 部会員の選出について
平成 25 年 8 月 21 日	平成 25 年度第 1 回青梅市地域福祉計画策定委員会 (1) 経過の説明 (2) 青梅市地域福祉計画（案）について (3) 今後のスケジュールについて
平成 26 年 2 月 4 日	平成 25 年度第 2 回青梅市地域福祉計画策定委員会 (1) 青梅市地域福祉計画（素案）について (2) 今後のスケジュールについて

2 青梅市地域福祉計画策定委員会部会

開催日	議事内容
平成 24 年 12 月 26 日	平成 24 年度第 1 回青梅市地域福祉計画策定委員会部会 (1) 経過の説明 (2) 青梅市地域福祉計画策定委員会設置要綱について (3) 今後の進め方について
平成 25 年 2 月 28 日	平成 24 年度第 2 回青梅市地域福祉計画策定委員会部会 (1) 平成 25 年度予算について (2) 施策の体系について
平成 25 年 9 月 26 日	平成 25 年度第 1 回青梅市地域福祉計画策定委員会部会 (1) 青梅市地域福祉計画（案）について (2) 今後のスケジュールについて
平成 25 年 12 月 3 日	平成 25 年度第 2 回青梅市地域福祉計画策定委員会部会 (1) 青梅市地域福祉計画（素案）について
平成 25 年 12 月 24 日	平成 25 年度第 3 回青梅市地域福祉計画策定委員会部会 (1) 青梅市地域福祉計画（素案）について



3 青梅市地域福祉計画にかかるパブリックコメント実施結果

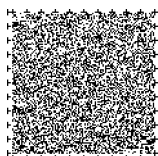
(1) 意見募集期間 平成 26 年 3 月 15 日（土）から平成 26 年 3 月 31 日（月）まで

(2) 募集対象 市内在住、在勤、在学の方、市内に事務所または事業所を有している方、当該案件に直接的な利害関係を有する方

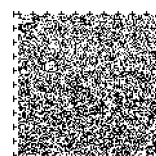
(3) 閲覧場所 福祉総務課、行政情報コーナー、各市民センター、市民会館、中央図書館、市ホームページ

(4) 意見件数 10 件

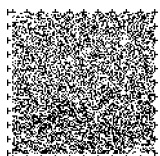
	意見	市の考え方
1	<p>40 ページ、「1 地域包括ケアシステムの構築」や 45 ページ、「5 見守り・支え合いの支援体制づくり」において、自治会との協力関係が十分ではなく、また具体性も欠けていると感じました。もっと自治会を活用すべきです。自治会への加入率が低下するのは、自治会加入の意義を見出せなくなっているからと考えます。「自治会の加入率が上がったかどうか」「地域福祉計画がうまく実行に移されたかどうか」のバロメータとお考えいただき、自治会活動の活性化が「福祉の充実したまち」を実現する手段になると思います。ぜひ、自治会を最大限に活用し、自治会の意義を再認識してもらえような福祉計画にしていきたいと考えます。</p>	<p>地域福祉を推進していく上で、地域住民や自治会等との協働が重要と認識しております。</p> <p>本計画では「見守り・支え合いの支援体制づくり（45 ページ）」に向けて、自治会の協力もいただきながら、青梅市社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と連携し、地域での日常的な見守りや助け合いのネットワークづくりを進めてまいります。</p>
2	<p>44 ページ、「災害時要支援者の支援体制づくり」について</p> <p>「災害時の要支援者への支援として、個別支援プランの作成について検討していきます。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な支援になった場合、インスリン等の医薬品の確保、透析や人工呼吸器、在宅酸素使用者等医療依存度の高い方への支援 ・要介護者へのオムツ等の衛生材料の確保、避難を余儀なくされた方々への福祉用具の整備（ベッド・床ずれ予防用具・ポータブルトイレ・車イス等） ・御岳山など車が入らない地域、エレベーターのないアパート等の高層階、エレベーターが停止したマンション等の高層階などにいる方の避難支援方法 ・要介護者がどこに避難すればよいのか、明確になっていると個別支援プランがよりわかりやすくなると思います。 	<p>防災部門とより連携を強化するなど、有事の際に役立つ災害時要援護者対策について検討してまいります</p>



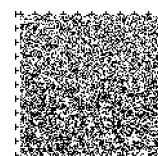
	意見	市の考え方
3	<p>「災害時要援護者の支援体制づくり」に関して、登録制度を平成22年度から始めていますが、地域（自治会等）による取組み状況に差があります。早めに支援体制づくりに取組んでもらいたい。</p>	<p>防災部門とより連携を強化するなど、有事の際に役立つ災害時要援護者対策について検討してまいります。</p>
4	<p>49ページ、「地域住民との協働による安全・安心なまちづくり」において、現在小中学校の安全を守る会を地域で推進していますが、各支会を中心に自治会単位で活動をするのが一番現実的だと思います。</p> <p>また、自治会と高齢者クラブの協調が必要だと思います。PTAや自治会役員は時間がなくて動けません。高齢者クラブ会員が時間的に一番動けますが、高齢者クラブには推進力がありません。青梅市がこの問題に積極的に動いているという空気は全く伝わってきません。</p>	<p>安全・安心のまちづくりの推進には、地域における団体どうしの連携とともに、市と地域住民や自治会等との協働が重要と認識しておりますので、取組内容に記載させていただきましたとおり、今後も引き続き地域住民等との連携強化に努めてまいります</p>



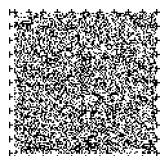
	意見	市の考え方
5	<p>17ページ、「高齢者人口の増加と、それに伴う要介護認定者の増加傾向」について</p> <p>昭和の時代には、自治会・高齢者クラブ等の団体にほとんどの人が入会、行事に参加していたと思われませんが、現在は自治会加入率は50%を下回っています。これからは、自治会・高齢者クラブ等の団体に入会していただき、多くの人達がふれあい、助け合い、健康についても専門家の指導を受けながら、なるべく多くの人々が通常生活ができるよう取り組んでもらいたい。</p>	<p>35ページ以降に記載いたしました「基本目標1および基本目標2」に掲げた各施策の中で対応してまいります。</p>
6	<p>31ページの重点課題の中の「課題として考えられる事項」では、「高齢者福祉」と「健康づくり」とが並列（ヨコ割り）で記述されていますが、この2つの事項（他の項目間でも同じ）は、互いに密接に関わっていますので、どこか別に項目を立てて有機的な組み立てを示すのはどうでしょうか。</p> <p>例えば『健康づくり（発症予防、生活習慣予防、食育の実践）、（各種スポーツの推奨）→健康寿命の伸長→医療保険・介護保険の節減→保健費用の縮小→財源の他の施策への振り分け』といったような好循環図式を53ページのサイクル図のように表にしてはどうでしょうか。そして高齢者に対して周知していくのがよろしいと考えるのですが。</p>	<p>各課題への対応が有機的に連携できるよう工夫してまいります。また、地域福祉の推進には、各個別計画の中の諸施策との連携も非常に重要と考えておりますので、諸施策がより連携を強化できるようにしてまいります。</p>



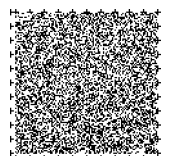
	意見	市の考え方
7	<p>31ページの重点課題の中の「課題として考えられる事項」の中、</p> <p>障害者福祉について、生活介護や就労継続支援B型など、学校卒業時に必要な福祉サービスが利用定員や事業所の不足により、利用できない状況にある。</p> <p>また、施設の定員に空きがある場合でも、自主通所ができず、送迎のサービスも受けられないために利用できない方もいる。このことを具体的に課題として入れていただきたい。併せて、あきる野学園、羽村特別支援学校、青峰学園の3校に、在学中からのニーズ調査を実施していただき、卒業後に必要な福祉サービスを受け入れられるように数値目標として設定していただきたい。</p> <p>46ページ、「サービス提供の充実」</p> <p>「サービス提供事業者の安定確保に努める」について、今後のサービス需要の実態を把握するとともに、その結果を公表し、具体的な数値目標として示していただきたい。また、障害のある方がどのようなサービスを必要としているかの実態を正確に把握するためにも、すべての障害のある方を対象にしたニーズ調査を実施していただきたい。学校卒業後、自宅やそれまで暮らしている施設等から独立しなくてはならない障害のある方のために、グループホームなどの整備や支援の充実をお願いしたい</p>	<p>御指摘の内容への対応につきましては、平成27年度を初年度とする「第4期青梅市障害者計画」および「第4期青梅市障害福祉計画」の中で検討することとしております。</p>



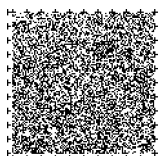
	意見	市の考え方
8	<p>地域福祉計画は、福祉分野別または対象別の個別計画(児童、高齢、障害、健康等)を住民が暮らす「地域」の視点に立って、どのように効果的・総合的に展開するかにあると思う。このことにより次のとおり意見を提出する。</p> <p>①31ページに明確な5つの重点課題が挙げられているが、35ページ以降の計画事業では、どれも「継続」または「充実」のみで新規事業がない。重点課題を明確にしたのだから、新計画の目玉となる新規事業は最低でも1～3項目程度、明確かつ具体的に明示し、②青梅市の地域福祉推進の姿勢を明らかにしてほしい。それによって、新たな5か年計画の意図が明確になると思う。</p> <p>③地域福祉の推進には、特に地域を支える仕組みづくりが大切だが、35ページ以降の計画事業の中では、取組み内容面で具体性に欠けていて、どのように展開するのか、明確にしてほしい。5ページ以降の計画事業の中に、個別分野計画をそのまま横引きした事業計画が多く、整理または削除してはどうか。</p> <p>④「地域福祉の推進のために」、の35ページ以降の計画事業には学習の機会の提供や情報提供が数多く計上されているが、これから団塊世代の世代が数多く地域に関わる状況にあって、学習や情報提供のレベルを超えて、具体的に参加を促す地域の調整役、世話役としての地域リーダーあるいは地域調整役を制度として設けるべきではないか。折角、福祉や地域の知識を身に着けても、どうかかわってよいかわからないままで終わっているケースをよく聞く。せめて試行でもよいから、コーディネータ役の制度を新設してはどうか。</p> <p>⑤29ページに「自助・互助・共助・公助」の重視を掲げているが、この言葉の定義について記述がないので明示すべきと思う。</p>	<p>地域福祉の実践には、各個別計画との連携および青梅市社会福祉協議会や自治会、NPO団体等との連携が重要と考えております。</p> <p>(①～③について)</p> <p>本計画には、市民の主体的な参画(35ページ)や地域包括ケアシステムの構築(40ページ)といった、新たな方向性を盛り込んでおります。</p> <p>地域福祉の諸事業は、関係機関と連携・協力を要するものが多く、包括的に推進していく必要があるものと考えております。</p> <p>御指摘の点につきまして、具体的な事業展開は、各個別計画の中で検討していきたいと考えております</p> <p>(④について)</p> <p>地域活動の活性化に、地域活動への参加希望者と活動とをつなぐコーディネータ役の重要性は認識しております。本計画では「ボランティア・地域活動の促進(37ページ)」および「地域福祉にかかわる人材の育成・活用(38ページ)」の中で検討してまいります。</p> <p>(⑤について)</p> <p>今後の地域福祉の推進には、自助・互助・共助・公助のバランスが重要であります。用語の定義について、29ページに記載いたします。</p>



	意見	市の考え方
9	<p>II各論にある「基本目標1～3」は、しっかり記述されており、策定に当たっての苦勞を感じます。</p> <p>下記は本計画書に書かれていない事項について書かせていただきます。</p> <p>1 ボランティアやNPOへの支援体制の強化 福祉従事ポイント貯金制度の導入：知力・体力のあるうちにポイント貯金を貯めておき、自分の老後に備える制度（支援が必要な時にこの獲得ポイントを使えるようにする）の導入することを希望します。具体的には、「自らが健康維持トレーニングをする」、「障害者支援をする」、「介護支援をする」等でポイントがたまる。</p> <p>2 ITの活用：IT教育：高齢者や障害者にパソコンを活用してもらい、電子メール等を通じて豊かな生活の一助としてもらう（現在も実施されているがさらなる強化を） IT機器の導入：障害者支援として例えば画像読み上げソフト、高齢者支援として、例えば見守り湯沸かしポット、徘徊者検知ICタグ等の無償貸与</p> <p>3 その他福祉施を充実させるために（市内にお金を落とさせるために）、人口（年少、生産年齢、老年、全ての世代）を増加させて活性化を図る。</p> <p>4 交通網整備のために関係各位への協力要請 ① 中央線青梅駅発、河辺駅発の本数を増強。青梅特快を30分に1本、東京発青梅行きを15分に1本。 ② 圏央道の早期完成（南は高尾山から厚木まで、北は川島から久喜まで）</p> <p>5 23区から受け入れる ① 23区から介護高齢者を受け入れ、23区から収入を得る。 ② 施設建設、食事・サービス提供による雇用の創出</p>	<p>本計画においては、「ボランティア・地域活動の促進（37ページ）」の中で活動の支援を進めてまいります。</p> <p>また、情報提供に関しては、「各種制度やサービス等情報提供の充実（43ページ）」の中で、情報機器を活用しつつ、必要な情報を収集できるよう、情報提供の充実に努めてまいります。</p> <p>本市には特別養護老人ホームなども数多く存在しております。福祉施設等の配置につきましては、「青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」により適正に対応してまいります。</p>



	意見	市の考え方
10	<p>27ページ、「みどりと多摩川の清流豊かな自然環境、保持向上」を目的に下記要望します。</p> <p>①多摩川南岸調布橋から第2小学校までの間は土砂災害警戒区域なので、国・都と協力し早期に対応を</p> <p>②長淵6丁目402番地より先の多摩川へ通じる市道、一部崩壊し危険な状態になっている。修復整備を願いたい。</p> <p>③長淵6丁目に公園、運動広場等の施設を</p>	御意見として承ります



2. 青梅市地域福祉計画策定委員会設置要綱

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定にもとづく青梅市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、必要な事項の検討を行うため、青梅市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、計画の策定に関し、必要な事項を検討する。

3 組織

委員会は、委員13人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。

(1) 委員長 健康福祉部長

(2) 副委員長 市民部長および子ども家庭部長

(3) 委員 企画調整課長、防災課長、市民活動推進課長、福祉総務課長、高齢介護課長、障がい者福祉課長、健康課長、子育て推進課長、子ども家庭支援課長および総務課長

4 委員長の職務および代理

(1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

(1) 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を臨時委員として委員会に出席させることができる。

6 部会

(1) 計画の策定に関する事項について調査および研究を行うため、委員会に部会を置く。

(2) 部会は、次に掲げる者をもって組織する。

ア 部会長 福祉総務課長

イ 部会員 第3項第3号に掲げる委員が属する課の職員のうちから委員長が指名する者

(3) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

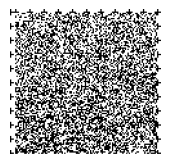
(4) 第2号の規定にかかわらず、部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を臨時部会員として部会に出席させ、意見を求めることができる。

7 報告

委員長は、青梅市長に対し、必要に応じて委員会の調査および検討経過を報告するとともに、最終検討結果を報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、福祉総務課において処理する。

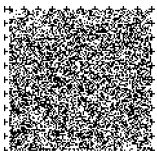


9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

10 実施期日等

この要綱は、平成24年11月13日から実施し、第7項に規定する報告のあった日の翌日をもって廃止する。

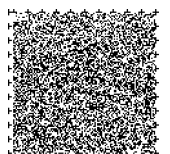


3. 青梅市地域福祉計画策定委員会等委員名簿

- 1 青梅市地域福祉計画策定委員会委員 2 青梅市地域福祉計画策定委員会部会委員

区 分	役 職
委員長	健康福祉部長
副委員長	市民部長
〃	子ども家庭部長
委 員	企画調整課長
〃	防災課長
〃	福祉総務課長
〃	高齢介護課長
〃	障がい者福祉課長
〃	健康課長
〃	子育て推進課長
〃	子ども家庭支援課長

区 分	役 職
部会長	福祉総務課長
部 会 員	企画調整課 企画調整主査
〃	防災課危機管理係長
〃	市民活動推進課 市民活動推進係長
〃	福祉総務課庶務係長
〃	高齢介護課 介護保険管理係長
〃	障がい者福祉課 相談支援係主事
〃	健康課母子保健係長
〃	子育て推進課 保育幼稚園係主事
〃	子ども家庭支援課 支援係主事
〃	総務課庶務係長



青梅市地域福祉計画
「福祉が充実したまち」の実現を目指して
<平成26～30年度>

発 行 者 東京都青梅市
〒198-8701 東京都青梅市東青梅1-11-1
発 行 日 平成26年3月
企画編集 青梅市 健康福祉部 福祉総務課
電話番号 0428-22-1111 (代表)

